

施策評価シート (平成22年度の振り返り、総括)

作成日 平成23年 06月 22日

施策 No.	16	施策名	子育て支援の充実
主管課名	児童家庭課	電話番号	0285-83-8034
関係課名	市民課、健康増進課、三つ子の魂育成推進室、学校教育課、生涯学習課		

施策の対象	・子育てをしている市内の世帯(妊婦時期からを含む) ・市内在住の乳幼児・児童								
対象指標名	単位	16年度実績	17年度実績	18年度実績	19年度実績	20年度実績	21年度実績	22年度実績	26年度見込
乳幼児・児童数(12歳以下)	人				8,863	10,600	10,493	10,419	9,960
児童数(13歳 - 15歳)	人				2,014	2,473	2,492	2,457	2,348
子育て世帯数(12歳以下の子 のいる世帯)	世帯				5,589	6,684	6,603	6,562	6,270

施策の意図	1) 児童の心身ともに健全な育成を図る。 2) 子育て世代に、子育てと仕事の両立を図ってもらう。								
成果指標設定の 考え方及び 指標の把握方法 (算定式など)	児童の心身ともに健全な育成を図るためには、家庭における適切な養育と、行政による子育て支援策の充実・強化を進め、その成果については、毎年実施する市民意向調査により、子育てに不安のある世帯の割合等により、相対的な効果を把握する。 仕事と子育ての両立についても、両立できているかどうかの市民の意識を市民意向調査で把握する。								
成果指標名	単位	16年度実績	17年度実績	18年度実績	19年度実績	20年度実績	21年度実績	22年度実績	26年度 基本計画目標値
仕事と子育てが両立できている子育て世帯の割合	%				60.8	60.8	55.3	57.6	85.0
子育てに不安がある世帯の割合	%				56.4	50.9	58.3	50.4	45.0

施策の成果向上に向けての 住民と行政との 役割分担	保護者は、子育ての第一義的な義務と責任を負う。 市民は、お互い助け合って、地域ぐるみで児童を見守り育てていく機能を担う。 行政は、保護者や市民では対応できないケースについての支援や、保育所等の子育て支援環境を提供する役割を担う。 企業は、仕事と子育ての両立ができるような就労環境を整備する役割を担う。
---------------------------------	---

1. 施策の成果水準とその背景（近隣他市や以前との比較、特徴、その要因と考えられること）

・平成23年度市民意向調査では、仕事と子育てが両立できていると感じている世帯の割合は57.6%であった。反面、子育てに不安を感じている世帯の割合は50.4%で、不安と感じている人の不安の内容については、回答のあった108件のうち、教育方法やしつけ方への不安が41件(38.0%)、少子高齢社会や政治不信など社会全体への不安が25件(23.1%)、教育費や経済状況などに対する経済的な不安が17件(15.7%)、子どもと向き合う時間がとれないことや、家庭内の育児分担がうまくいかないなど、仕事との両立への不安が15件(13.9%)、子どもが学校や社会にうまく適応できるかなど、子どもの将来に関する不安が10件(9.3%)となっており、特に教育方法やしつけに対する不安や、社会や経済状況に対する不安を抱いている世帯が多いことがわかる。

・総合福祉保健センターでの子育て相談は980件であり、そのうち発育相談が867件(88.5%)を占めており、前年度と比較して6件増加した。

また、育児相談、栄養相談等は113件(11.5%)で、前年度と比較して相談件数で57件増加している。

発育相談は、平成19年度735件、20年度855件、21年度861件、22年度867件と増加傾向にあり、依然として子育てをしていく中で、子どもの発育に関する不安や悩みを抱える保護者が多いことがうかがえる。

これらは、夫婦の子育てに関する相互理解の不足、少子化で同年代の子どもを持つ話し相手や頼りになる同年代の相談相手が身近に少ないこと、インターネットなどでさまざまな情報をすぐに入手することができる反面、多くの情報の中から正確な情報を峻別することが難しいことなどが原因として考えられる。

・社会経済の状況により、子育て世代の共働きが増加していることから保育ニーズは高い。

22年度の
評価結果

2. 施策の成果実績に対してのこれまでの主な取り組み（事務事業）の総括

- ・総合福祉保健センター、子育て支援センター、子育てサロン(会場:公民館分館)、児童家庭課、保育所(園)、児童館等において保健師、助産師、栄養士、保育士、家庭相談員等による育児相談を実施した。
- ・家庭相談事業では、子育て相談のほかに児童虐待等の通報・相談も受け付け、児童相談所、警察その他の関係機関と連携しながら迅速に対応した。
- ・母子保健事業として、すこやか赤ちゃん教室、両親学級等を開催した。
- ・親子ふれあい事業で、コアラちゃんクラブ(就学前親子子育て学級)を開設し、親子の体操や野外活動を実施した。
- ・家庭教育の強化のため家庭教育学級を幼稚園、保育所(園)、小学校単位で開催し、自主活動を行ったり家庭教育通信を配布した。
- ・放課後児童健全育成対策として、放課後に家庭で保育できない小学生の健全育成の場である学童保育を、17箇所で開催した。
- ・幼児教育に係る幼稚園、保育所(園)と小学校が相互理解と協力の下、児童が就学に際し、小学校の学校生活に円滑に適應できるよう、相互の授業参観や情報交換などの連携事業を実施した。
- ・保護者の子育てと就労の支援をするため、病気の回復期にある就学前の児童で、保護者が勤務の都合などで家庭で保育ができない場合に、当該児童を一時的に預かる病後児保育事業を実施した。
- ・市民誰もが安心して子どもを産み育てられる環境の整備と、少子化対策・子育て支援策の一端を担うことを目的として、胎児1人当たり30,000 円の出産準備手当(マタニティ手当)を支給し、出産までにかかる経済的負担の軽減を図った。
- ・子育て世帯の経済的負担の軽減策として、0歳から中学校3年生までを対象とした子ども医療費助成を行い、3歳未満児までは現物給付、3歳から中学校3年生までは償還払いによって、医療費自己負担分の助成を実施した。
- ・保育所(園)では、2人以上入園している場合等の2人目以降の保育料減免制度、幼稚園では、私立幼稚園就園奨励費補助金等による保育料・入園料の減免事業により、それぞれ保護者の負担軽減を図った。
- ・企業も、次世代育成支援対策推進法に基づき、育児休業や休暇、就労時間の変更などで子育てを支援する行動計画を策定し、計画の公表と従業員への周知が義務付けられているので、企業との連携を図るため、市内立地企業の加入する事業者団体に対して、本市の行動計画である三つ子の魂育成プラン等の周知を行った。

22年度の
評価結果

3. 施策の課題認識と改革改善の方向

・市民意向調査や子育て相談等で明らかになった、子育て世代が抱えている子どもの発育状態や育児、教育方法やしつけ方、また子どもの将来に対する不安や悩みなどの解消を図るため、引き続き身近な子育て相談・支援体制の充実に取り組むことや、社会や経済状況に対する不安の軽減を図るため、各種手当や助成金、保育事業の充実などによる子育て支援に関する取り組みを、平成22年3月に策定した「三つ子の魂子育てプラン(真岡市次世代育成支援対策行動計画)」の平成22年度から平成26年度までを期間とする後期計画に基づき、着実に実施していくこととする。

22年度の
評価結果

補足事項